

平成 29 年 6 月 20 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡野能之君）	2 番（岡本経治君）	3 番（濱野良一君）
4 番（高橋正博君）	5 番（木場隆司君）	6 番（母倉正人君）
7 番（福本耕太君）	8 番（濱中幸三君）	9 番（山崎勝義君）
10 番（川本貴也君）	11 番（佐々木邦久君）	12 番（井上正清君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（宮原隆昌）
教 育 長（下地芳文）	
総 務 課 長（鳥井基史）	企 画 課 長（椎木 孝）
出納室兼税務課長（笹山恵子）	福 祉 課 長（奥村 忠）
健康増進課長（山本真由美）	住 民 環 境 課 長（中井俊博）
建 設 課 長（濱口浩司）	農 林 水 産 課 長（川本公義）
商工観光課長（宮原正行）	教 育 総 務 課 長（佐伯浩二）
生涯学習課長（須浪宏和）	水 道 課 長（石床勝則）
総務課副主幹（島原正喜）	総 務 課 係 長（山本詳司）

議会事務局職員

議会事務局長（木下公明）	書記（橋本麻代）
--------------	----------

議事日程 第 2 号

別紙のとおり

平成29年6月土庄町議会定例会議事日程（第2号）

平成29年6月20日（火曜日）午前9時30分 開議

- 第 1 議案第1号 平成29年度土庄町一般会計補正予算（第1号）
- 第 2 議案第2号 土庄町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例
- 第 3 議案第3号 福祉バスの購入について
- 第 4 議案第4号 新たに生じた土地の確認について
- 第 5 議案第5号 字の区域の変更について
- 第 6 議員の派遣について
- 第 7 閉会中の継続調査申出について

開議

○議長（井上正清君）

おはようございます。ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、本日の日程に入ります。

討論、採決（議案第1号～議案第5号）

○議長（井上正清君）

日程第1、議案第1号 平成29年度土庄町一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

7番 福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

議案書の15ページ、長崎県。入ってますか。聞こえますか。長崎県雲仙市南串山町への議会と当局の方の出張でありますけど、これについて出張そのものには反対はいたしません、費用弁償に反対をいたします。実費を超える、大幅を超える費用弁償の支給が、現在そのまま継続されております。町長、議員、職員が酒を飲み、豪遊する今の費用弁償のあり方は、到底認められるものではありません。よって、本予算の費用弁償に対し、反対するものであります。以上で反対討論終わります。

○議長（井上正清君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

3番 濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

私は、賛成の立場から発言をさせていただきます。委員会でもこの件に関しましては報告を受けまして審議した結果、妥当であるとの判断をしたため、この案に関しましては賛成をいたします。

○議長（井上正清君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

他にないようでございますので、これをもちまして討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 1 号については、反対がありますので起立によって、採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（井上正清君）

起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（井上正清君）

日程第 2、議案第 2 号 土庄町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 2 号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（井上正清君）

日程第 3、議案第 3 号 福祉バスの購入について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 3 号を原案のとおり承認することにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

○議長(井上正清君)

日程第4、議案第4号 新たに生じた土地の確認について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(井上正清君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長(井上正清君)

これより採決いたします。

お諮りします。議案第4号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長(井上正清君)

日程第5、議案第5号 字の区域の変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(井上正清君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長(井上正清君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井上正清君)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議員の派遣

○議長（井上正清君）

日程第 6、議員の派遣についてを議題といたします。

本定例会閉会中に、議員の派遣についての申出書が提出されております。詳細については印刷配布のとおりであります。

議員の派遣については、土庄町議会会議規則第 126 条の規定により、議会の議決を経ることになっております。

お諮りいたします。お手元に配布いたしておりますとおり議員を派遣することについてご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員を派遣することに決しました。

閉会中の継続調査申出

○議長（井上正清君）

日程第 7、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第 74 条の規定により、各委員会の委員長から、お手元に配布いたしております申出書のとおり閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり継続調査に付することに決しました。

閉会

○議長（井上正清君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて、平成 29 年 6 月土庄町議会定例会を閉会いたします。誠にお疲れ様でした。

閉 会 午前 9 時 37 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長 (井 上 正 清)

同 議員 (福 本 耕 太)

同 議員 (瀨 中 幸 三)